

令和3年度 道立児童相談所における児童虐待に関する相談対応状況

(R4.9 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課)

※ 比率は、小数点以下第2位を四捨五入した小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

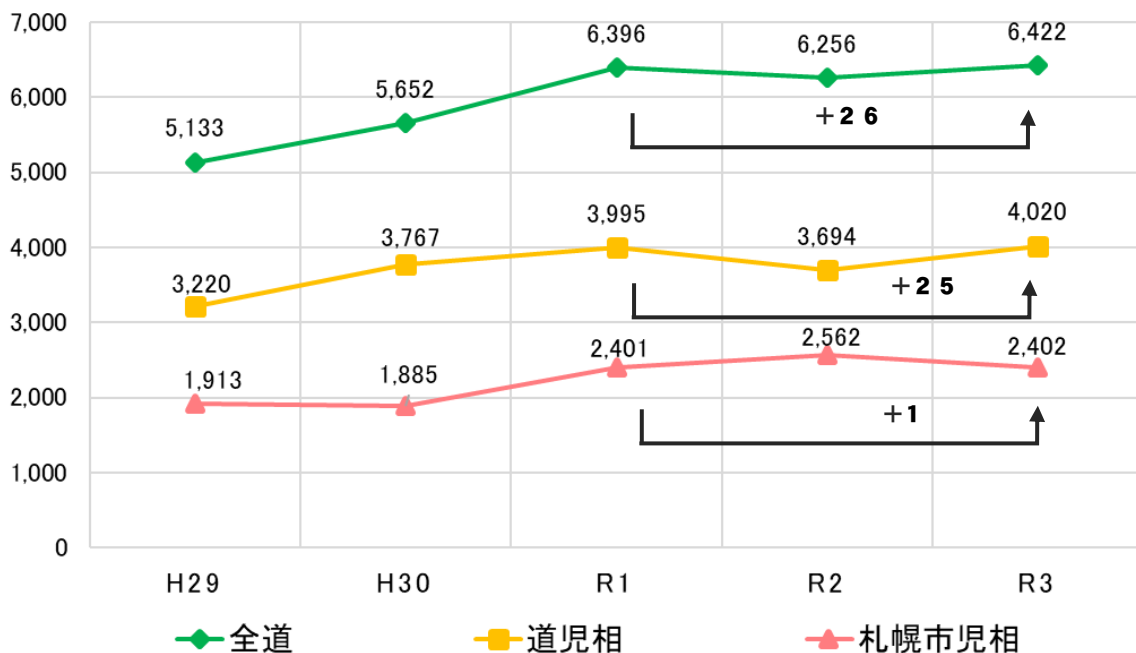
1 相談対応件数の推移(全道、全国)【速報値】

○ 令和3年度に道立の8児童相談所(以下「道児相」という。)が虐待事案として相談対応した件数は、前年度に比べて326件増加して4,020件となり、札幌市児相を含む全道の件数も6,422件といずれも過去最多となりました。

(単位:件)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	対前年度比
全道	5,133	5,652	6,396	6,256	6,422	102.7%
道児相	3,220	3,767	3,995	3,694	4,020	108.8%
札幌市児相	1,913	1,885	2,401	2,562	2,402	93.8%
全国	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	101.3%

※ 相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、「児童虐待」として指導や措置等を行った件数。

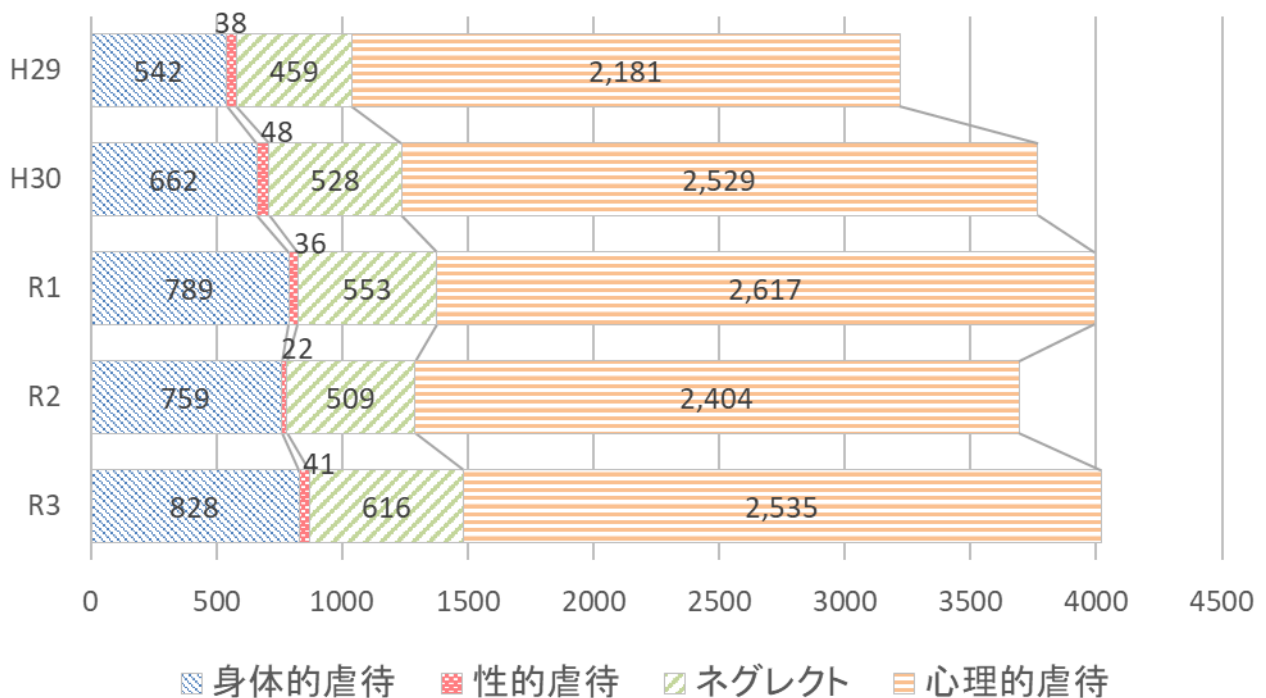


2 内容別対応件数（以下、道児相分）

- 依然として、心理的虐待の割合が全体の60%以上と最も高くなっていますが、近年は身体的虐待やネグレクトも増加傾向にあります。
- 内容別の構成比では、前年度と概ね同様になっています。

（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
令和3年度	828 (20.6%)	41 (1.0%)	616 (15.3%)	2,535 (63.1%)	4,020 (100%)
令和2年度	759 (20.5%)	22 (0.6%)	509 (13.8%)	2,404 (65.1%)	3,694 (100%)
増 減	69	19	107	131	326



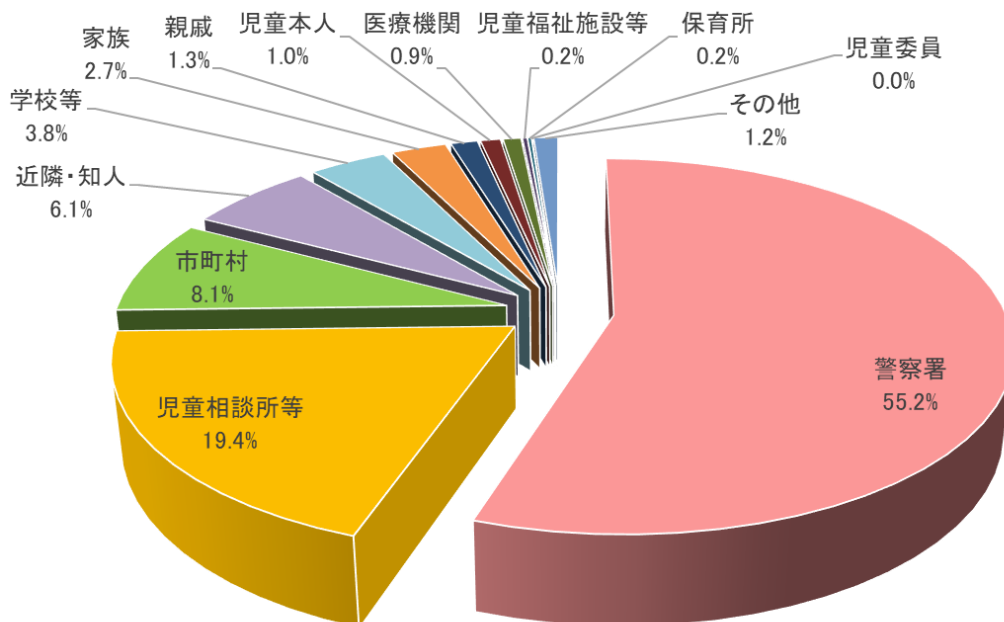
3 経路別対応件数

○ 経路別では、警察署からの通告による対応件数の割合が最も高く、全体の約60%を占めています。

(単位:件)

	家 族	親 戚	近 隣・ 知人	児 童 本 人	市 町 村	児 童 委 員	保 健 所	医 療 機 関	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	警 察 署	学 校 等	児 童 相 談 所 等	そ の 他	計
R3	105 (2.6%)	54 (1.3%)	245 (6.1%)	39 (1.0%)	327 (8.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	35 (0.9%)	7 (0.2%)	9 (0.2%)	2,221 (55.2%)	152 (3.8%)	778 (19.4%)	47 (1.2%)	4,020
R2	132 (3.6%)	43 (1.2%)	179 (4.8%)	24 (0.6%)	292 (7.9%)	1 (0.0%)	7 (0.2%)	29 (0.8%)	14 (0.4%)	11 (0.3%)	2,184 (59.1%)	148 (4.0%)	586 (15.9%)	44 (1.2%)	3,694
増減	▲27	11	66	15	35	0	▲7	6	▲7	▲2	37	4	192	3	326

※ その他:児童家庭支援センター、認定こども園、家庭裁判所及び里親等。



4 虐待者別対応件数

- 主な虐待者は、全体では、「実父」と「実母」が同じ割合で最も高く、次いで「実父以外の父」（養父や母の内縁の夫など）の順になっています。
- 虐待内容別では、身体的虐待、ネグレクトでは「実母」が、性的虐待では「実父」が、心理的虐待では「実父」の割合が最も高くとなっています。

【主な虐待者(全体)】

(単位:件)

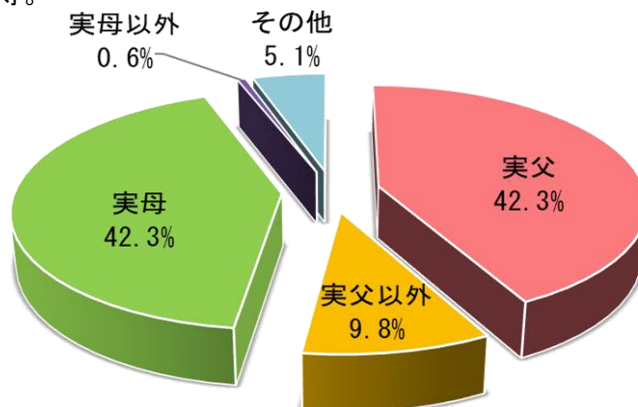
	父		母		その他	計
	実父	実父以外	実母	実母以外		
令和3年度	1,701 (42.3%)	392 (9.8%)	1,699 (42.3%)	23 (0.6%)	205 (5.1%)	4,020 (100%)
令和2年度	1,685 (45.6%)	354 (9.6%)	1,460 (39.5%)	17 (0.5%)	178 (4.8%)	3,694 (100%)
増 減	16	38	239	6	27	326

【主な虐待者(種別)】

(単位:件)

	父		母		その他	計
	実父	実父以外	実母	実母以外		
身体的虐待	305 (36.8%)	131 (15.8%)	354 (42.8%)	6 (0.7%)	32 (3.9%)	828 (100%)
性的虐待	16 (39.0%)	15 (36.6%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	8 (19.5%)	41 (100%)
ネグレクト	85 (13.8%)	9 (1.5%)	494 (80.2%)	3 (0.5%)	25 (4.1%)	616 (100%)
心理的虐待	1,295 (51.1%)	237 (9.3%)	849 (33.5%)	14 (0.6%)	140 (5.5%)	2,535 (100%)

※ その他:祖父母、おじおば等。

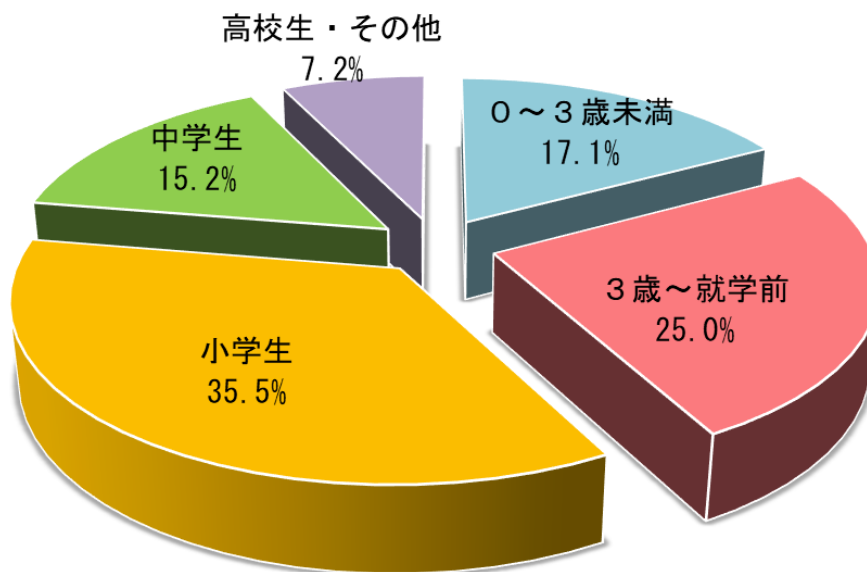


5 子どもの年齢別の対応件数

○ 虐待を受けた子どもの年齢構成は、0歳から就学前までの子どもの割合が全体のうち約40%であり、小学生以下で約80%を占めています。

(単位:件)

	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	計
令和3年度	689 (17.1%)	1,004 (25.0%)	1,427 (35.5%)	610 (15.2%)	290 (7.2%)	4,020 (100%)
令和2年度	682 (18.5%)	919 (24.9%)	1,304 (35.3%)	509 (13.8%)	280 (7.6%)	3,694 (100%)
増 減	7	85	123	101	10	326



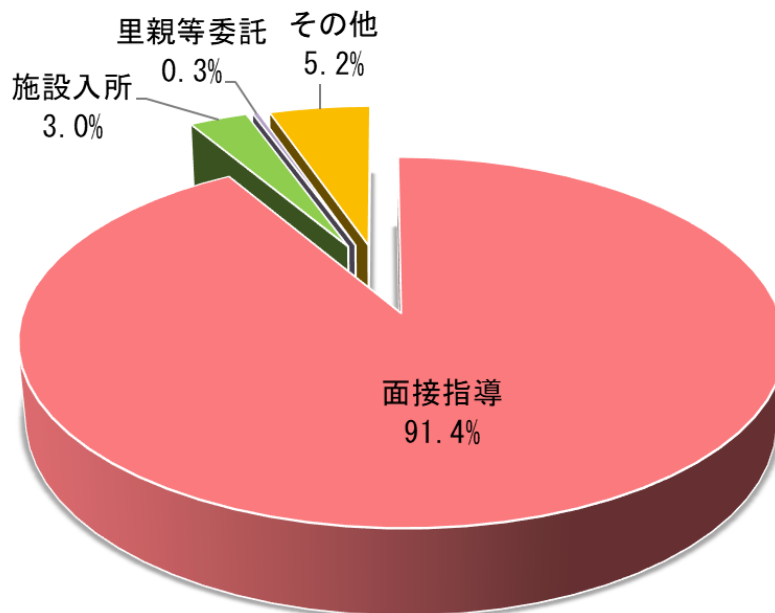
6 対応結果

- 虐待への対応は、子どもが在宅のまま、保護者に助言指導やカウンセリングなどを行う「面接指導」の割合がこれまで同様90%以上を占めています。
- 虐待を受けた子どもの約3%は、施設入所や里親等委託となっています。

(単位:件)

	施設入所	里親等委託	面接指導	その他	計
令和3年度	122 (3.0%)	14 (0.3%)	3,676 (91.4%)	208 (5.2%)	4,020 (100%)
令和2年度	104 (2.8%)	23 (0.6%)	3,363 (91.0%)	204 (5.5%)	3,694 (100%)
増 減	18	▲9	313	4	326

※ その他:児童福祉司指導、訓戒・誓約等。



【内容別の対応結果の内訳】

○ 虐待の内容別の対応結果では、全ての種別において、面接指導の中でも、子どもが在宅のまま、保護者に対して指導を行う「助言指導」の割合が最も高くなっています。

(単位:件)

	施設 入 所	里 親 等 委 託	面接指導			その他				計	うち法的措置	
			助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	市 町 村 事 案 送 致	訓 戒 ・ 誓 約	そ の 他		R3	R2
全種別	122 (3.0%)	14 (0.3%)	3,559 (88.5%)	94 (2.3%)	23 (0.6%)	117 (2.9%)	16 (0.4%)	2 (0.0%)	73 (1.8%)	4,020 (100%)	271 (6.7%)	259 (7.0%)
身体的	38 (4.6%)	5 (0.6%)	647 (78.1%)	43 (5.2%)	3 (0.4%)	61 (7.4%)	7 (0.8%)	1 (0.1%)	23 (2.8%)	828 (100%)	112 (13.5%)	94 (12.4%)
性的	8 (19.5%)	1 (2.4%)	21 (51.2%)	2 (4.9%)	4 (9.8%)	3 (7.3%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	41 (100%)	13 (31.7%)	12 (54.5%)
ネグレクト	46 (7.5%)	6 (1.0%)	505 (82.0%)	19 (3.1%)	9 (1.5%)	18 (2.9%)	2 (0.3%)	1 (0.2%)	10 (1.6%)	616 (100%)	73 (11.9%)	85 (16.7%)
心理的	30 (1.2%)	2 (0.1%)	2,386 (94.1%)	30 (1.2%)	7 (0.3%)	35 (1.4%)	6 (0.2%)	0 (0.0%)	39 (1.5%)	2,535 (100%)	73 (2.9%)	68 (2.8%)

助言指導 = 1回から数回の助言、指導等により、問題の解決を図ったもの。

継続指導 = 相談者の了解のもと、児童相談所に通所又は家庭訪問等により、一定期間、継続的に援助等を行うもの。

他機関あっせん = 内容が児童相談所の機能の範囲外である場合に、適切な機関をあっせんしたもの。

児童福祉司指導 = 児童福祉司が地域の関係機関と連携し、長期間の指導を行うもの。[法的措置]

市町村事案送致 = 市町村による支援等が適当と判断した場合、市町村に送致したもの。[法的措置]

訓戒・誓約 = 子ども又は保護者に対して、訓戒を与え、誓約書の提出を求めたもの。[法的措置]

※その他: 保育の実施等に係る市町村長への通知、自立援助ホームにおける援助の委託 など

※法的措置: 施設入所、里親等委託、児童福祉司指導、市町村事案送致、訓戒・誓約

7 虐待に至った主な要因

- 全体では、「夫婦間不和」の割合が33.4%と最も高く、次いで「心又は人格の問題」が19.7%、「育児疲れ」が約18.2%となっています。
- 虐待の内容別では、身体的虐待では、「育児疲れ」の割合が32.6%、「心又は人格の問題」が24.9%で、この2つの要因で全体の半数を占めています。
- 性的虐待では、「心又は人格の問題」の割合が24.4%と最も高くなっています。
- ネグレクトでは、「心又は人格の問題」の割合が19.5%、次いで「経済的困難」が17.2%、「育児疲れ」が14.1%となっています。
- 心理的虐待では、「夫婦間不和」の割合が46.5%となっており、全体における「夫婦間不和」の割合を押し上げている状況です。

(単位:件)

	経済的困難	就業関係	育児疲れ	健康問題	夫婦間不和	(対人関係 近隣・友人・親族)	(対人関係 職場関係)	心又は人格の問題	知的疑障 い害	その他	特になし	計
全種別	269 (6.7%)	86 (2.1%)	732 (18.2%)	12 (0.3%)	1,341 (33.4%)	146 (3.6%)	23 (0.6%)	793 (19.7%)	69 (1.7%)	517 (12.9%)	32 (0.7%)	4,020 (100%)
身体的	37 (4.5%)	18 (2.2%)	270 (32.6%)	1 (0.1%)	100 (12.1%)	24 (2.9%)	5 (0.6%)	206 (24.9%)	13 (1.6%)	147 (17.8%)	7 (0.8%)	828 (100%)
性的	2 (4.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (14.6%)	3 (7.3%)	0 (0.0%)	10 (24.4%)	4 (9.8%)	16 (39.0%)	0 (0.0%)	41 (100%)
ネグレクト	106 (17.2%)	18 (2.9%)	87 (14.1%)	0 (0.0%)	57 (9.3%)	34 (5.5%)	6 (1.0%)	120 (19.5%)	38 (6.2%)	133 (21.6%)	17 (2.8%)	616 (100%)
心理的	124 (4.9%)	50 (2.0%)	375 (46.5%)	11 (0.4%)	1,178 (46.5%)	85 (3.4%)	12 (0.5%)	457 (18.0%)	14 (0.6%)	221 (8.7%)	8 (0.3%)	2,535 (100%)

8 今後に向けて

◆ 児童相談所の体制強化

- 法令等に基づき、児童福祉司等の専門職員を適切に配置します。
- 研修の充実等による職員の資質向上にも併せて取り組みます。
- 新たに児童相談所に配置した保健師による子どもの健康・発達面に関するアセスメントや保健指導などを行います。
- 児童相談所と警察との間で虐待事案の情報共有を徹底し、的確・迅速に対応します。
- 医師や弁護士等と緊密に連携し、児童相談所に求められている医療的機能及び法的機能の強化を図ります。
- 児童相談所において、リモートによる相談体制を整備するなど、感染症対策に配慮した相談支援体制を推進します。
- 相談等の初期対応を強化するため、SNSを活用した全国一律の相談支援システムの運用を今年度新たに開始します。

◆ 市町村の体制強化

- 市町村職員を対象とした研修を実施し、市町村における児童相談体制の強化を推進します。
- 子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点（令和6年度からこども家庭センターとして一体化）の設置促進に取り組みます。
- 要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関による見守り強化や、児童相談所と市町村が連携して家庭訪問するなど、子どもの安全確保に引き続き取り組みます。

◆ 啓発活動の実施

- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知を図るとともに、児童虐待防止推進月間（11月）にオレンジリボンキャンペーンを実施するなど、道民への啓発に取り組みます。